

佐賀県東部工業用水道規程第5号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、<u>1年につき20日（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）</u>とする。</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、<u>一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次号において「育児短時間勤務職員等」という。）</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第10条第1項第1号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数)</p> <p>(2) <u>次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項第2号の規定に基づき人事委員会が規則で定め</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>前項に規定する1年とは、暦年とする。</u></p> <p>3・4 略 (病気休暇)</p> <p>第8条 職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり、勤務することができない場合は、医師の証明等に基づき、90日を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間の病気休暇を与えることができる。ただし、当該疾病が、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第14条ただし書の規定に基づき人事委員会が規則で定める慢性疾患であるときは、病気休暇の期間を180日以内の期間とすることができる。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第10条の3 略</p>	<p>る日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受けるもの（職員を除く。）、特別職に属する地方公務員、地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第3条第2項に規定する派遣職員及び同法第10条第2項に規定する退職派遣者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会規則で定める職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項第3号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数</u></p> <p>2 <u>年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</u></p> <p>3・4 略 (病気休暇)</p> <p>第8条 職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり、勤務することができない場合は、医師の証明等に基づき、90日を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間の病気休暇を与えることができる。ただし、当該疾病が、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条ただし書の規定に基づき人事委員会が規則で定める慢性疾患であるときは、病気休暇の期間を180日以内の期間とすることができる。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第10条の3 略</p>

改正前	改正後
<p>2 生後満2年に達しない子を育てている男子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、<u>1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内</u>で人事委員会が規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合は、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間</p> <p>(4) 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者、障害者等に対する支援活動その他の人事委員会が規則で定める社会に貢献する活動を行う場合は、一の年において7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>2 生後満2年に達しない子を育てている男子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条第2項の規定に基づき</u>人事委員会が規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を提供する場合は、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間</p> <p>(4) 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者、障害者等に対する支援活動その他の<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第4号の規定に基づき</u>人事委員会が規則で定める社会に貢献する活動を行う場合は、一の年において7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(5) <u>不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年において5日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第5号の規定に基づき頻繁な通院を必要とする治療として人事委員会が規則で定めるものを受ける場合にあつては、10日)</u>を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(6)～(11) 略</p>

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。